

記載内容の訂正とお詫び

4月プログラム更新案内の「令和5年5月8日以降の診療報酬上の見直しについて」において、記載内容に誤りがございました。謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

【訂正箇所】

P.4 ◆新型コロナウイルス感染症の位置づけ変更に伴う主な診療報酬上の特例の取扱いについて (誤)

	令和5年5月7日まで		令和5年5月8日以降
外来	院内トリアージ実施料 300 点	→	① 対応医療機関の枠組みを前提として、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形(かかりつけ患者等に限定せず広く受け入れる)に8月末までに移行 ⇒ 300 点 ② ①に該当せず、院内感染対策を実施 ⇒ 147 点
在宅	救急医療管理加算 950 点 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」投与の場合(同加算の3倍 (2,850 点))	→	① コロナ確定患者へ療養指導を行った場合 ⇒ 147 点 ② 入院調整を実施 ⇒ 950 点
	コロナ疑い患者に対する往診等 300 点	→	引き続き評価 ⇒ 300 点
	緊急往診の評価 ① 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」投与:救急医療管理加算の5倍 (4750 点) ② その他:同加算の3倍 (2,850 点)	→	評価の見直し 緊急往診の評価 ⇒ 950 点

(正)

	令和5年5月7日まで		令和5年5月8日以降
外来	院内トリアージ実施料 300 点	→	① 対応医療機関の枠組みを前提として、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない形(かかりつけ患者等に限定せず広く受け入れる)に8月末までに移行 ⇒ 300 点 ② ①に該当せず、院内感染対策を実施 ⇒ 147 点
	救急医療管理加算 950 点 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」投与の場合(同加算の3倍 (2,850 点))	→	③ コロナ確定患者へ療養指導を行った場合 ⇒ 147 点 ④ 入院調整を実施 ⇒ 950 点
在宅	コロナ疑い患者に対する往診等 300 点	→	引き続き評価 ⇒ 300 点
	緊急往診の評価 ③ 中和抗体薬「カシリビマブ及びイムデビマブ」投与:救急医療管理加算の5倍 (4750 点) ④ その他:同加算の3倍 (2,850 点)	→	評価の見直し 緊急往診の評価 ⇒ 950 点